

2009年3月24日

土屋 作成

イーストウェストセンター日本同友会東京チャプター規約

第1条 本組織は日本イーストウェストセンター同友会東京チャプターと称し、英文名を Tokyo Chapter of the Japan East-West Center Associationとする。

(目的)

第2条 本チャプターは会員相互の情報及び経験を交換して一層の親睦と相互啓発を図るとともに文化交流を通じて国際理解と友好とを増進することを目的とする。

(会員)

第3条 本チャプターは日本同友会の正会員および準会員のうち、本チャプターに登録した会員により構成される。

第二章 組織および機関

(組織)

第4条 本チャプターに総会、運営委員会および監査役の3機関を置く。

(総会)

- 第5条
1. 総会は本チャプターの最高議決機関とする。
 2. 総会は本チャプターの会員により組織される。
 3. 総会は毎年1回チャプター会長(以下「チャプターリーダー」と呼ぶ)の招集によって開く定時総会、および会員の4分の1以上から要求があったとき、若しくは運営委員2名以上の勧告によりチャプターリーダーが必要と認めるとき、チャプターリーダーの招集によって開く臨時総会の2種とする。
 4. 総会の定足数は会員の5分の1以上とする。但し、定足数には会員の委任状の提出数をも含むものとする。
 5. 議決は出席正会員の過半数をもって決する。
 6. 総会の議決事項は次の通りとする。

1 事業計画の承認

2 予算および決算の承認

3 規約の制定、改廃

4 その他、本チャプターの目的および事業に関する事項

(運営委員会)

- 第6条
1. 運営委員会は本チャプターの執行機関とする。
 2. 運営委員会はチャプターリーダー1名、副リーダー若干名の他、下記担当の運営委員により組織される。

プログラム担当 若干名

会員・連絡担当 若干名

会計担当 若干名
その他担当 若干名

(運営委員)

- 第7条 1. チャプターリーダーは総会において会員の中から選出され、本チャプターを代表し活動を総括する。
2. 副リーダーはチャプターリーダーにより会員の中から指名され、チャプターリーダーを補佐し、チャプターリーダーに事故あるとき、チャプターリーダーの職務を代行する。
3. 運営委員はチャプターリーダーより会員の中から指名され、担当に属する活動遂行の任に当る。
4. 運営委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(監査役)

- 第8条 1. 監査役は本チャプターの会計監査機関とする。
2. 監査役は総会において会員の中から1名選出される。
3. 監査役は毎年事業年度の決算報告に関する監査結果を速やかに報告しなければならない。
4. 監査役の任期は1年とする。

第三章 事業および会計

(事業内容)

第9条 本チャプターは第2条に定める目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員名簿の作成・改訂
- 2 セミナー・親睦会の開催
- 3 外国籍のイーストウェストセンター関係者との交歓
- 4 イーストウェストセンター招聘新留学生の歓送迎会の開催
- 5 イーストウェストセンターの紹介
- 6 その他の必要な事項

(年度)

第10条 本会の事業および会計年度は毎年1月に始まり、同年12月に終わる。

(会計)

- 第11条 1 本会の運営資金は会費および寄付その他の諸収入をもってこれに充てる。
- 2 会費は別途運営委員会にて定める。

付則 1. 本規約は2009年4月18日より施行される。